

大規模な集客施設への営業時間の短縮要請等について

1 対象区域

県内全域

2 要請内容

特措法施行令第11条第1項に規定する施設のうち、建築物の合計床面積が千平方メートルを超える大規模な集客施設等(ショッピングセンター、百貨店等)に対して、20時までの営業時間の短縮(映画館及びイベントの場合は21時まで)等を要請。

※生活必需物資・生活必需サービスを除く。

3 要請期間

令和3年8月27日(金)～9月12日(日)【17日間】

4 対象施設

施設の種類	施設例	要請等内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	・1,000㎡を超える施設について、20時までの営業時間短縮(映画館は21時まで) (イベントの場合は21時まで) 【特措法第24条第9項】
集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等	
ホテル等 (集会の用に供する部分に限る)	ホテル、旅館	
運動施設及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、テニス場、バッティング練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、テーマパーク、遊園地等	※1,000㎡以下の施設については上記時短の働きかけ ・ <u>人数上限5,000人かつ収容率50%以内(イベントの場合)</u> 【特措法第24条第9項】
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園等	
遊技場	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	・1,000㎡を超える施設について、20時までの営業時間短縮 【特措法第24条第9項】
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場等	
物品販売業を営む店舗 (生活必需物資を除く)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店等	
サービス業を営む店舗 (生活必需サービスを除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業等	

(共通の要請)

- ・施設内外に混雑が生じることがないように入場整理の徹底
- ・酒類(利用者による持ち込み含む)及びカラオケ設備の提供を行わないことの働きかけ
- ・入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて周知
- ・業種別ガイドラインの遵守徹底【特措法第24条第9項】

(その他の要請)

- ・大規模商業施設の管理者等に対し「入場者の整理等」を要請 【特措法第 45 条第 2 項】
- ・百貨店の地下の食品売り場等について、施設管理者等に対し「入場者の整理等」を要請 【特措法第 24 条第 9 項】

5 協力金

営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮を実施した大規模施設の運営事業者及び当該大規模施設内のテナント事業者等に対して協力金を支給。

6 留意事項

- ・イベント開催等におけるチケット販売の取り扱いについて

8月28日までにチケットが販売された場合に限り、「開催制限(人数上限5,000人かつ収容率50%以内)」及び「営業時間の短縮」は適用されず、販売したチケットについては、キャンセル不要とします。